

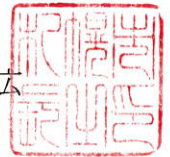


札幌市告示第 1200 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、札幌市営住宅退去滞納者の市営住宅使用料等収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

札幌市長 秋 元 克 広



1 委託を受けた者

（受託者住所）埼玉県さいたま市大宮区大門町 1-1 ミナトビル 5 F

（受託者名） 弁護士法人ライズ綜合法律事務所

代表社員 田中 泰雄

2 委託した収納金の種類

市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料

3 委託期間

（自）令和 4 年 4 月 1 日

（至）令和 8 年 3 月 31 日

4 収納事務を行う場所

（受託者住所）埼玉県さいたま市大宮区大門町 1-1 ミナトビル 5 F